

[事案 2019-55] 転換契約無効等請求

・令和元年 12 月 17 日 裁定終了

<事案の概要>

手続きを行った覚えがないこと等を理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 58 年 8 月に契約した終身保険について、平成元年 9 月および平成 11 年 6 月にそれぞれ終身保険に転換した。また、平成 5 年 4 月および平成 11 年 5 月には契約者貸付を受けた。さらに、平成 14 年には終身保険に付加された収入保障特約の減額、平成 21 年には更新対象の特約を非更新とする手続きを行った。しかし、以下の理由により、2 回の契約転換を無効とし（請求①）、2 回の契約者貸付も無効としてほしい（請求②）。なお、請求①が認められない場合には、平成 14 年および平成 21 年の手続きを無効としてほしい（請求③）。

(1) 請求①については、契約転換の説明を受けたことはなく、手続きを行った覚えもない。

(2) 請求②については、契約者貸付請求書の数字欄等は自分の筆跡ではないため、自分の意思によるものではない。

(3) 請求③については、各手続きは自分の意思によるものではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 請求①について、申立人は、平成元年の契約転換では社医の診査を受けており、第 1 回保険料払込みの領収証も所持している。また、平成 11 年の契約転換でも、第 1 回保険料払込みの領収証を所持しており、その後は給付金請求、名義変更、証券再発行、特約の中途付加等の手続きを行っている。

(2) 請求②について、契約者貸付金は申立人本人名義の口座に送金されていることから、手続きは申立人本人の意思にもとづくものである。

(3) 請求③について、平成 14 年の減額手続きでは、同手続きに伴う解約返戻金を申立人本人名義の口座に入金している。また、平成 21 年の特約非更新の手続きは、申立人から手続書類が提出されている。なお、いずれの手続きに関しても、その後毎年ご契約内容のお知らせを送付しているが、申立人から異議申出はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時および契約者貸付時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、いずれの請求に関しても、申立人の意思にもとづくものではないとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。